

現代ムスリム社会における「宗教警察」

—インドネシア・アチェ州の事例を中心に—

高尾 賢一郎*

1 はじめに

(1) 本稿の目的

ムスリム（イスラーム教徒）社会にイスラームに則ったルールやマナーが存在することは広く知られている。イランやサウジアラビアでは酒類や豚肉の販売が禁止され、世俗主義を敷くトルコやエジプトでもモスク（礼拝所）での振る舞いには何らかの制限が設けられる。こうしたルール・マナーを取り締まるため、一部の国では専門の「宗教警察」が存在する。

「宗教警察」は宗教に則って取り締まりを行う機関に対する総称である。多くの場合、非ムスリム諸国のメディアで用いられ、婚外交渉や飲酒を働いた者を捕えて石打ち刑（死刑）や鞭打ち刑を執行したという報道はしばしば日本でも伝えられる。ここでは「宗教警察」という呼称が、中世の暴力性を象徴する「宗教」と近代国家における代表的な暴力装置である「警察」を掛け合わせることで、人々に対して同機関の暴力的な側面を強調するものとして機能している。このため「宗教警察」については暴力的あるいは前近代的なイメージが先行し、内実や現地の評価を分析する試みが少ない。これに対して本稿では、「宗教警察」の動向を通じて今日のムスリム社会で見られる風紀取り締まりの実態や課題について考察する。

(2) 先行研究

先行研究に関して、まず金字塔として挙げられるのがM・クックによる「勧善懲悪」について研究である [Cook 2001]。ここでいう「勧善懲悪」とは、イスラームに反する他者の行いを正すことで公序良俗の実現に貢献する行動を指し、後述するように「宗教警察」の思想的基礎に相当する。ただしクックの研究は思想史研究としての性格が強いいため実践面、つまり「宗教警察」の具体的な活動を叙述・検証するわけではない。

* 日本学術振興会・特別研究員（PD）／東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所・研究員。

実践面に焦点を当てたものとしては、「宗教警察」が存在する国・地域ごとに研究が見られる。サウジアラビアについては「宗教警察」の役割について論じたN・ムーリンヌの研究 [Mouline 2011] や、「宗教警察」に対する評価を分析した拙稿 [高尾 2013; 2015a] がある。イランについては準軍組織による革命体制維持を目的とした活動を分析したS・ゴルカーの研究 [Golkar 2015]、インドネシア・アチェ州については観察やインタビューを中心としたM・フィーナーらの研究 [Feener 2013, Otto & Michiel 2016] がある。この他、自警団のような制度化されていない「宗教警察」については「イスラーム国」(ISIL)を扱った拙稿 [高尾 2015b, 2016] やナイジェリア北部を扱った研究 [Eltantawi 2017] がある。

このように各事例については基本情報を確認できる先行研究が存在するが、クックの思想史研究のような包括的な、また複数の「宗教警察」を比較した研究は現時点で皆無である。この状況を受け、本稿では「宗教警察」としては新しいインドネシア・アチェ州の事例を取り上げつつ、サウジアラビアなどの他の事例と照らし合わせて考察する。

2 「宗教警察」とは何か

(1) ムスリム社会の風紀とその取り締まり

まずは風紀取り締まりの思想的背景や展開について説明する。一般に「風紀取り締まり」といえば、公序良俗の実現を目的に公共の場での人々の言動を規制する活動を指す。「風紀」についてはとりわけ男女間の節度にかかわる問題がイメージされ、ムスリム社会の場合、まず頭に浮かぶのが女性の服装にかかわる事案であろう。男性がいる場所では髪と肌を隠し、身体の線を覆うゆったりとした長衣を身にまとうといったムスリム女性のルールはお馴染みのものである。また婚姻関係にない男女が交際すること、とりわけ性的な関係を持つことを禁じることもよく知られている。未婚男女の交際と既婚者の「不倫」とでは異なるが、いずれも鞭打ちや石打ちといった身体刑が科される。

以上を念頭に、ムスリム社会で取り締まり対象となる風紀とは貞操観にかかわるものだけを指すイメージが強いが、実際はそうではない。礼拝の不履行、酒類の販売、ラマダーン(斎戒)月における日中の飲食など、イスラームに則ったあらゆる規範が風紀に該当する。

(2) 思想的基礎としての「勸善懲悪」

風紀取り締まりの思想的基礎となるのは「勸善懲悪」である。日本語で勸善懲悪といえば、十七条憲法における綱紀肅正や善玉が悪玉を成敗するといった文学様式が有名である。しかしここでは、直訳すれば「善の命令と悪の阻止」(amr bi-l-ma'rūf wa-n-

nahy 'an al-munkar) となるアラビア語を原語とし、イスラームの正典「クルアーン」に典拠を持つものを指す。典拠として最も引用される聖句は、「あなた方は一団となり、(人々を) 善いことに招き、善を命じ、悪を禁じるように」(第3章104節) である¹。ここから、イスラームにおける勧善懲悪が社会における風紀形成・維持を指向するものであることがうかがえる²。

勧善懲悪は古典イスラーム法学では「ヒスバ」と呼ばれる。ヒスバは「計算」や「合計」を意味するアラビア語で、転じて善行を積んで来世での神からの報償を見込むという意味合いを持つ [al-Sabat 1995: 28, Shaykh 1996: 9]。積善の宗教イスラームでは、人間は死後、生前に積んだ善行によって天国に行き、積んだ悪行によって地獄に行くと定められる。すなわちヒスバは、ムスリム個々人の来世を見据えた信仰実践を出発点に、社会をイスラームに則ったものとするよう仕向けるための統治の方法である。

これを背景に、ヒスバは『統治の諸規則 (*al-Aḥkām al-sultāniya*)』などの統治論で説明されてきた³。ここではヒスバが「よいことがないがしろにされているときに、それを行うよう命じ、非難すべきことが行われるときに、それを禁ずること」[アル＝マーワルディー 2006: 576] と説明され、勧善懲悪とほぼ同一の内容であることが確認できる。

(3) 担い手としての「宗教警察」

ヒスバの担い手は「ムフタスイブ」と呼ばれる官吏である。ムフタスイブはアラビア語で「ヒスバを行う者」を意味する。『統治の諸規則』(アル＝マーワルディー) ではムフタスイブの義務として、行うべき行為が等閑に付されている際に吟味を経て強制すること、非難されるべき行為が行われている際に調査を経て禁止すること、助けを求める人に応えること、非難されるべき行為を行った者に刑を科すことなどが挙げられる。

またこれらの義務を担う上で、ムフタスイブは自由身分で、公正さと健全な見識を兼ね備え、宗教に関して厳格さと非情さを持ち、行為の善悪に関する知識を有することが条件とされる [アル＝マーワルディー 2006: 578]。これを踏まえ、中世のイスラーム法学者イブン・タイミーヤも、信仰に基づく献身と公平さ、知識と知恵、誠実さと寛容さを兼ね備えていることなどをムフタスイブの条件に挙げる [Ibn Taymīya n.d.: 13-14]⁴。

こうした法学説上の整備を下地として、ムスリム社会では礼拝・喜捨・断食などの宗教実践、度量衡や価格の管理などの市場監督の他、財産保護、賭け事・飲酒・売買春と

¹ 預言者ムハンマドの伝承集であるハディースからは、次のものが頻繁に引用される。「あなたたちの誰でも、悪行を見かけたら自分の手でそれを変えるようにしなさい。それができなければ自分の舌で。それもできなければ心で。だがそれは最も弱い信仰である。」

² この点、勧善懲悪は建国や革命を促して新たに風紀を形成するための思想潮流ともなりえ、サウジアラビアやイランはまさにこの例である [高尾 2015a; 中田 1997; Shomali 2003; Shirazi 2012]。

³ イスラーム法学者マーワルディーとアブー・ヤアラー・ファッラーによる同名の別著作。

⁴ 一方で彼は、勧善懲悪については全てのムスリムがクルアーンと預言者ムハンマドの慣行「スンナ」に基づき、個々の能力と知識に応じて果たすべき義務だと説明する [Ibn Taymīya n.d.: 9]。

いった公序良俗にかかわる取り締まりがムフタスイブによって行われてきた〔Buckley 1999; Stilt 2011〕。これがいわゆる「宗教警察」の原型といえる。しかし近代以降はムフタスイブによるヒスバ実践の意義が薄れ、取り締まりの役割も世俗機関に吸収された。今日、一部の国・地域で再興した「宗教警察」は、こうしたムフタスイブの歴史的役割を引き継ぐ存在として、しかし世俗機関との役割分担を背景に、かつてのものよりも宗教実践にかかわる取り締まりに注力する公的機関として発展してきた。

3 現代の「宗教警察」

(1) サウジアラビアの勸善懲悪委員会

インドネシアの「宗教警察」について論じる前に、他の事例を通じて理解を深めたい。まずは現存する「宗教警察」として最も長い歴史を持つサウジアラビアの「勸善懲悪委員会」について紹介する。

サウジアラビアは1744年、部族長ムハンマド・イブン・サウードとイスラーム法学者ムハンマド・イブン・アブドゥルワッハーブの2人が交わした盟約に基づいて興った第一次王国（1744～1818年）を起源とする。盟約ではイスラームに則った社会形成が確認され、この方法として勸善懲悪、つまりヒスバの実施が採用された。1917年に有志団体として首都リヤードに設立された勸善懲悪委員会は、1924年には政府機関としてマッカに設立され、1952年にはリヤードに本部を移して王宮府直属の庁機関として全国展開を果たした。

今日の勸善懲悪委員会の活動は教義・儀礼・道徳・酒類・麻薬・出版物・商売などに関する取り締まりを中心とし、国内在住者が国籍や宗教の区別なく対象となる。例えば礼拝時間に人々はモスクに向かい、商店は営業を控えているか、齋戒期間に人々がこれを守っているか、他人同士の男女が密会していないか、肌を露わにした服装をしていないかなどを監視し、必要に応じて拘束した上で事務所に連行する。また、マッカへの巡礼期間（ズールヒッジャ月、通称「ハッジ月」）には、巡礼作法に通暁していない外国人ムスリムに正しい巡礼方法を教えるといった活動も行なっている。

総じて勸善懲悪委員会の取り締まりは、サウジアラビア建国の礎となった先述の盟約、すなわちイスラームに則った社会形成のために必要な風紀の形成・維持を目指したもので、職員にも自らの任務が国是を守るために必要な行為だとの自負が見られる。

(2) 「イスラーム国」のヒスバ庁

続いて「イスラーム国」(ISIL)の事例を紹介する。武装組織「イラクとレバントのイスラーム国」は、2014年6月にイラク・シリア両国北部を実効支配した後、首領アブー・バクル・バグダーディーを「カリフ(ハリーファ)」に擁立して新たな国家の誕生を宣

言した⁵。ハリーフアとは「代理人」「後継者」を意味するアラビア語で、預言者ムハンマドの政治的役割を継承したイスラーム世界の指導者を指す。ISILにとっては、ハリーフアによる正統な政治体制が敷かれたことでイスラームに則った正しい社会が誕生する（と内外に示す）ことが重要な課題となった。

このための方法として取り組まれたのが風紀取り締まりである。非国家主体であるISILの統治は各地域において異なるが、概ね「ヒスバ」あるいは「ヒスバ庁」と呼ばれる組織が市中でのパトロールを通じて人々の言動を監視している。もっとも彼らの取り組みは社会を作り変えるものであるため、このためのあらゆる活動がヒスバと位置づけられる。例えばカリフ制の宣言直後にインターネット上で刊行した機関紙『ダービク (*Dābiq*)』では、クルアーン朗読の授業、教義にかかわる袖珍本の配布、聖者廟の破壊、煙草の焼却、集団での懺悔会といった多様な活動が「様々なヒスバ」として紹介された [DI 2014a: 17]⁶。これはISILの統治が風紀を「維持」する段階ではなく、「形成」する段階にあったことを意味した。

「形成」から「維持」の段階に移るにしたがって、ヒスバ庁の取り締まりは人々の生活を対象とするものとなった。支配地域の中心都市であったイラクのマウスイル（モースル）では、姦通の罪を犯した男女が石打ち刑を科される様子がインターネット上で配信された。またシリアのラッカでは、煙草やウイスキー、マリファナ・コカイン、賞味期限切れの飲食物などを押収し、焼却する姿が映像資料『ヒスバの男たち』の中で確認できる [DI 2014b]。

(3) 「宗教警察」を取り巻く問題

以上2つの「宗教警察」は、イスラームに則った正しい社会形成をのために風紀取り締まりに取り組むことで重要な存在意義を有する。一方、彼らが必ずしも社会で支持・共感を集めるわけではない。サウジアラビアでは2002年3月、マッカの女子校で火災が発生した際、女子生徒を救出しようとする人々を勧善懲悪委員会が制止して15名が死亡、50名が負傷したことが注目を集めた。委員会の説明は、女子生徒は校内で髪や肌を露出しており、彼女らがこの服装のまま公共の場に現れることや男性と接触することがイスラームの風紀の観点から認められないというものであった。しかしこれを人命軽視の教条主義的な考えと見た多くの市民は委員会の行動を批判した。

こうした経緯から、政府機関への批判が公の場でなされる機会が少ないサウジアラビアにおいて、勧善懲悪委員会は例外的に批判の対象になりやすく、市民にとって一種の「ガス抜き」のような存在になっている。とくにアブドゥッラー前国王（在位2005～

⁵ ISILの組織としての変遷については [中東調査会 2015] を参照されたい。

⁶ ISILによる聖者廟破壊の実態と意味については拙稿 [高尾 2016] を参照されたい。

2015年)の治世下、若者の海外留学や女性の社会進出を促す政策が進められた間、若者のマナーや女性の服装への取り締まりを時代錯誤と見る向きが強まり、委員会もこうした社会の変化に対応するための様々な活動に取り組んできた [高尾 2015a]。

ヒスバ庁に関しては、社会形成の段階であるがゆえの深刻な課題に直面してきた。この代表的なものが戦闘活動である。マウスイルやラッカではISILの支配程度が強く、ヒスバ庁も取り締まり活動に注力できるが、戦闘地域では彼らは銃を携えて戦闘員としての役割も担っている。戦闘地域ではヒスバ庁の職員が戦闘員とともに従軍し、多数が死亡したと報じられた [高尾 2015b]。

戦闘活動を役割とすること自体は、社会形成の段階にあるISILのあらゆる活動が「ヒスバ」とされることを考えれば不思議ではない。領土の奪取や防衛を含め、ISILの目指す社会形成に資する活動は何であれ「ヒスバ」と呼ばれうる、という理屈である⁷。ただし土地を奪い(守り)、社会を作り、これを維持するという三段階で展開するヒスバは、ISILの地域ごとの支配程度をあらわにする。したがってISILにとって、ヒスバは自らの栄華と同時に凋落を映し出す鏡のような側面を持つ。

4 インドネシア・アチェ州の事例

インドネシアの「宗教警察」は、長く地域社会に根づいていたものの制度化の歴史は浅い。しかしこのため様々な課題を抱えており、「宗教警察」の研究にとってはダイナミックで、実験的な性格を備えた事例である。

(1) アチェ州の成り立ち

まずは舞台となるインドネシア・アチェ州(Aceh)について説明する。アチェ州はスマトラ島北端に位置し、人口約500万を擁するインドネシア共和国の行政区の1つである。15世紀から同地一帯にアチェ王国が確立し、スマトラ半島の大部分を支配した歴史から、インドネシアのイスラームの中心地と見られる向きもある [Siegel 2000]。19世紀以降はオランダの植民地支配に抵抗し、インドネシアの対オランダ独立戦争の牙城の1つとなった。このためスカルノ初代大統領(在任1945～1967年)は、インドネシア独立にあたってアチェが果たした貢献をたたえ、アチェの独立を約束した。

しかし実際には1950年にアチェが北スマトラ州に併合され、イスラーム学者を中心にアチェではインドネシアからの分離独立を求める動きが起こった。政府は1959年にアチェに「特別州」としての地位を与えたが、経済的な不平等があったため、1976年にアチェ・スマトラ民族解放戦線(「自由アチェ運動」)が設立され、独立運動が再燃する。

⁷ なお支配地域には女性からなる取り締まり機関が存在する [辻上 2016]。これはサウジアラビアに見られない現象で、ISILのヒスバがより徹底しているとも見ることが可能である。

国軍はこれを鎮圧して、同組織の最高指導者やメンバーの多くは亡命するか、殺害・逮捕された。1998年にスハルト第2代大統領（在任1967～1998年）が逝去して民主化の機運が高まる中、後任のワヒド大統領（在任1999～2001年）は自由アチェ運動との対話路線を打ち出した。しかし国軍が対話路線に難色を示したためアチェとの融和は進まず、その後スカルノ初代大統領の娘で国軍寄りのメガワティ（在任2001～2004年）が大統領に就任し、アチェを軍事封鎖して対立は再び激化した。

この状況を劇的に変化させたのが、2004年12月26日のスマトラ島沖大地震とこれによる津波被害である。マグニチュード9.1を記録した地震と津波により、スマトラ島北部は死者約13万人、行方不明者約37,000人という甚大な被害を受けた。これを受けてアチェは独立要求を取り下げ、政府との和平交渉が再開した。そして2005年8月15日にフィンランドの首都ヘルシンキで和平合意覚書が調印され、アチェ自治政府の設立が認められた。

(2) 地震・津波の影響

地震・津波を受けてアチェが独立要求を放棄した背景には、まずもって災害からの復興を優先すべきであったことが挙げられる。政府の協力を得れば外国政府・国際機関から復興支援を受けることができ、実際に国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）や赤十字社による人道支援チームが派遣された。

加えて重要なこととして、アチェの人々は地震・津波を神意による警告・試練と受け止めた。政府との和平交渉に乗り出した背景には、争いや暴力を続けていることに神が介入したのだという考えがあった。そして、災害の経験を糧に今後アチェには幸福が訪れるはずだと考えた [Feener 2013: 52-54, Samuels 2016: 25-28]。幸福とは具体的に、社会・経済的發展と、道徳・宗教的改善であった。復興支援によってアチェの街には最新の自動車やエアコンが完備されたショッピング・モールが姿を現した。こうした経験を経て、人々の間には地震・津波をアチェの発展にとっての転換期と捉える声が上がリ、総じて人々がより豊かな暮らしを求める傾向も見られるという。そして道徳・宗教的改善に関して、人々はより敬虔な振る舞いを求め、さらにより正しい社会の形成を志向し始めた。

アチェの人々による地震・津波の理解は政府にとっても都合が良かった。災害の背景に道徳の欠如があるとアチェの人々が考えるなら、彼らにイスラームに基づいた社会形成を行わせることで政府との和解の道が開けるというわけだ。メガワティ大統領はかねてよりイスラームに則った一定の自治を認める代わりに独立を放棄させるという趣旨でアチェのイスラーム学者（ウラマー）を諭しており、地震・津波はこの取引を実施する絶好の機会となった。

こうしてアチェはインドネシアの州の1つとなる代わりに独自の政策を敷いた。この

特徴が色濃く反映されたのが司法分野である。2006年にはアチェ統治法が制定、第一審裁判所ならびに上訴裁判所としてイスラーム法裁判所の設置が定められた。「宗教警察」による風紀取り締まりも、こうしたイスラーム的統治の一環として発展した。

(3) 「宗教警察」の設立と法整備

アチェ州の「宗教警察」は、正式名称を「アチェ州警察およびウィラーヤトゥルヒスバ活動部隊 (Satuan Polisi Pamong Praja dan Wilayahul Hisbah Aceh)」という。「ヒスバ」とはもちろん、先述したアラビア語の風紀取り締まり制度を指す。同様にアラビア語起源で「統治」などを意味する「ウィラーヤト (ウル)」と「ヒスバ」の頭文字を合わせ、現地では「WH (ウエーハー)」と呼ばれることが多いが、本稿では便宜的に「ヒスバ警察」と呼ぶ。

ヒスバ警察はアチェ州の地方警察の併設機関と位置づけられる。ヒスバ警察はアチェと政府との停戦以前に遡り、2000年の州法に基づいて設立された。設立趣旨といえるのは「イスラーム法 (シャリーア) による統治」である。「法」というと「イスラーム法」とはあたかも「イスラーム」に関する事案を扱う「法律」のごとく捉えられるが、原語である「シャリーア」とは本来「水場に至る道」を意味し、真理にたどり着くための教えを指す。すなわち「イスラーム法」とは、イスラームの正しい典拠であるクルアーンとスンナの総体といえ、これらに倣って宗教・精神・理性・子孫・財産を守ることが「シャリーアによる統治」の原則となる [Muhibbuththabary 2010: 27]。

これを受けてヒスバ警察は、2002～2003年の州法を通じて、シャリーアの実践を監督する機関として必要な捜査や起訴を行うという役割が明文化された [Abubakar 2009: 23-26]。そして2004年の州知事令により、ヒスバ警察の義務が以下の通り制定された [Abubakar 2009: 28]。

- ① シャリーアの実践および違反にかかわる監視。
- ② シャリーア違反の確かな証拠に基づいた、市民に対する精神的な指導や助言。
- ③ 指導を行う者 (muhtasib) による、最寄りにいる捜査官あるいは村長および指導対象者の家族への連絡。
- ④ シャリーア違反事案の捜査機関への送検。

2005年にアチェ州全土にヒスバ警察の支部が設立され、2006年には先述の通りイスラーム法裁判所が設置された。そしてこれの管轄するシャリーア庁 (dinas shari'a) の下で、2009年以降は公安警察と統合され、現在に至る [Otto & Michiel 2016: 190-191]。

(4) 取り締まり活動：諸都市の事例から

取り締まり対象は、礼拝の不履行、服装違反、酒類の売買や摂取、売買春・姦通、男女の密会、同性愛、麻薬、賭け事といった、イスラーム法学のヒスバ論やサウジアラビ

ア・ISILの「宗教警察」が扱うのとはほぼ同じ事案である。この中でも代表的なものが酒類・賭け事・性犯罪で、これらの細かい定義は本稿末尾 [資料1] を参照されたい。なお性犯罪のうち、男女の密会 (khalwat) については特化した研究も見られる [Tripta 2008]。

以上の違反を犯した者にはイスラーム法学に基づいた刑執行が行われ、ハッド (固定) 刑とタアズィール (裁量) 刑による鞭打ち・罰金・禁固刑の3種類がある。ハッド刑はクルアーンとスンナに基づいて内容があらかじめ決定された刑罰を、タアズィール刑は裁判官の判断によって内容が決定される刑罰を指す。酒類・賭け事・性犯罪に対する刑罰については本稿末尾 [資料2] を参照されたい。

以上を踏まえ、今日のアチェ州の諸都市で具体的にどう取り締まり活動が行われているかについて述べていく⁸。

①バンダ・アチェ市 (Banda Aceh)

州都バンダ・アチェはかつてのアチェ王国の首都でもあり、いわばアチェ州のイスラーム王国としての歴史的な中心地である。現在では州最大となる人口20万強を擁し、周辺は世界でも優良なサーフィンのスポットとしても知られている。

ヒスバ警察には男女75人が勤務し、礼拝時間帯にモスクの周辺でパトロールを実施する姿がよく知られている。主たる取り締まり事案は酒類 (khamar) と姦通 (zina) である。酒類はかつて地震・津波の復興支援で多くの外国人が滞在した時期、彼らにアルコールを提供する飲食店が普及し、当局も復興優先の観点からこれを黙認していた。しかし復興が進み、滞在する外国人が減るにつれて酒類は認可制となり、今日では全面取り締まりとなった。

姦通についてはエステ (salon) を装った売春宿や暗がりでの性交渉を取り締まっている。アチェ州の都市の多くは海に面し、人目につかない、カップルにとっては「ロマンティック」な場所が点在しているため、ヒスバ警察は海辺を頻繁に捜索している。この他、市民からの通報によってホテルや集合住宅を捜索することも多い。ホテルに関しては他人同士と思われる男女が同室に宿泊する場合、ホテルからの通報を受けて ID の確認を行う⁹。

②スイグリ市 (Sigli)

スイグリは人口約2万3千の小さな都市である。かつては港湾都市として賑わいを見せたが、地震・津波の影響で漁港が破壊され、現在ではこうした活気は見られない。ヒス

⁸ 2016年11～12月、2017年8～9月に筆者が行った現地調査を通じて得た情報に基づく。

⁹ 市民からの通報に対しては20万～50万ルピアの謝金が払われる場合もあるという。

バ警察には男女30人が勤務している。主たる取り締まり事案は賭け事（maisir）と未婚男女の交流（ikhtilath）で、後者についてはやはり海辺で重点的にパトロールが行われる。

他の都市にはない活動として、スィグリではムフタスイブ（muhtasib）と呼ばれる私服職員が周辺の村落で秘密裏に捜査を行い、警察本部に通報している。前項で紹介した2004年の州知事令でも取り締まりを行う者がムフタスイブと呼ばれているが、今日では同語がヒスパ警察の職員の呼称として用いられることはなく、「私服警官」自体が一般的ではない¹⁰。なおスィグリでの取り締まりに関する統計資料を筆者がヒスパ警察から落手することができたため、この内容を抜粋して以下表1-2として紹介する。

事案	回数	対象	対応
通常パトロール	1,082	673人	助言、警告、指導
政府職員の捜査	48	136人	〃
学生の捜査	156	340人	助言、学校への送還
露天商の捜査	104	53店	警告、撤去
建築許可の捜査	24	87棟	助言、警告、撤去
喫茶店の捜査	61	101人	助言、警告、検挙
エステ・ホテルの捜査	52	27人	〃
観光地・公園の捜査	50	77人	〃
畜舎の捜査	132	牛69頭/山羊211頭	警告、罰金
シャリーア庁への捜査	96	646人	助言、警告、検挙
宗教祝祭日及び国定休日の捜査	18	42人	助言、指導

表1 スィグリ市における2016年の捜査実績。

事案	2014年		2015年		2016年		2017年	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
アルコール	0	0	0	0	0	0	0	0
賭け事	2	24	6	58	5	33	7	37
密会	0	0	1	2	3	8	0	0
未婚男女の交流	0	0	0	0	2	4	2	4
姦通	0	0	0	0	0	0	1	2

表2 スィグリ市における2014～2017年8月の検挙実績。

③ロークスマウエ市（Lhokseumawe）

ロークスマウエはバンダ・アチェと隣州北スマトラ州（Sumatera Utara）の州境との中間に位置し、人口18万強を擁する州第2の都市である。16世紀よりマラッカ海峡交易の要衝として発展したが、地震・津波の影響もあり今日では目立った役割を果たしていない。

¹⁰ 例えばアチェ州では、以前に一般市民がヒスパ警察の私服警官と偽って他人の家を覗くといった事件があったため、私服での捜査は原則禁止されているといわれる。

ヒスバ警察には男女40人が勤務し、海辺や市内のホテル、エステや喫茶店を中心にパトロールを行っている。主たる取り締まり事案は男女の密会と酒類で、後者については密輸の横行が問題となっている。この背景には北スマトラ州に近く、州境で検問がないことが要因として挙げられる。かつては北スマトラ州からアチェ州に入る箇所に検問所があり、麻薬や人身売買の捜査とあわせて酒類が押収されていたが、検問所設置のための人件費や検問実施による渋滞などを考慮して、2007年頃には長距離バスだけが検問の対象となり、次第に検問自体がなくなったという。

(5) 市民にとってのヒスバ警察

限られた事例ではあるが、今日のアチェ州で行われている風紀取り締まりの実態について説明した。これを踏まえ、最後に市民がヒスバ警察をどう見ているかについて述べたい。

ヒスバ警察はアチェ州特有の制度で、インドネシアにおけるイスラームの歴史的中心地として、また独立を要求してきたアチェ州の独自性を象徴するものといえる。とりわけ内戦・地震・津波を知る世代の間には、政治・経済的な混乱期にヒスバ警察が社会の風紀形成・維持に貢献したとの見方が根強い。

こうした好意的な評価には、サウジアラビアやISILの「宗教警察」と比べて、ヒスバ警察の取り締まりや刑罰がそう厳しくないことも影響している。末尾の[資料2]から分かるように、アチェ州には石打ち刑が存在せず、身体刑は鞭打ち刑のみである。鞭打ちも、本来であればスナナにならってナツメヤシの木から作られるが、アチェでは籐を材料とする。ナツメヤシ製の鞭が衣服ごと人の背中を切り裂くものであるのに対し、籐製の鞭は布団を叩くように肩甲骨部分を打つ程度である。取り締まりに際しても暴力を伴ったトラブルは少なく、市民の間にヒスバ警察へのアレルギーはほとんど見られない¹¹。

反面、市民の間にはヒスバ警察を軽視する見方もある。例えば2017年3月、ジャントー市(Jantho)で中華系の仏教徒が闘鶏を行ったために鞭打ち刑を科された。州刑法に基づき、非ムスリムはイスラーム法廷か世俗法廷かを選択できる。多くの非ムスリムは世俗法廷を選ぶが、鞭打ちが「手っ取り早い」からという理由でイスラーム法廷を選ぶ被疑者もあり、この仏教徒の場合はこれに該当するという。こうした事例を背景に、ヒスバ警察の取り締まりや刑罰、ひいてはアチェ州の「シャリーアによる統治」が形骸化しているといった批判が近年では強まっている。この他、ヒスバ警察への軽視の背景にはヒスバ警察の給与の低さや離職率の高さ、そしてこれらに起因する専門性の低下もある。

¹¹ バスでも半日あれば隣州の北スマトラ州に着くため、様々な「ガス抜き」が容易であることもヒスバ警察の存在を深刻には捉えない理由として挙げられる。週末に北スマトラ州都メダン(Medan)を訪れ、セックス・ツーリズムやアルコール・ツーリズムを楽しむ人もいるという。

ただし例外的にヒスバ警察が恐れられる点として、鞭打ち刑が公開で行われることが挙げられる。鞭打ち刑は昼前後、都市で最も大きいモスクの中庭に舞台を設けて執行され、近隣住民の他、メディアが取材に訪れることで翌日の新聞には受刑者の身元や顔が掲載される場合が多い。とくに姦通をはじめとした性犯罪によって鞭打ち刑を受けた者は、退学や解雇といった処分を所属先から受ける他、醜聞が原因で住んでいる都市から引越す場合もあるなど、様々な社会的制裁を被る [Otto & Michiel 2016: 202]¹²。

5 おわりに

以上、「宗教警察」の思想的背景を踏まえた上で、サウジアラビアとISIL、そしてインドネシア・アチェ州の事例を取り上げてきた。これら3つの「宗教警察」は、いずれも支配・統治の正当性を裏づけるための方法の1つとして、イスラームに則った社会形成に貢献する風紀取り締まりに取り組んでいる。

もっともインドネシア・アチェ州の「宗教警察」に関しては、他の事例とは異なる性格を持っている。というのも、サウジアラビアとISILは誕生と同時にイスラームに則った新しい社会を形成することに取り組み、この一環として風紀取り締まりを行ってきた。これに対してアチェ州は、2005年のインドネシアへの併合によって新たにイスラーム的社会の形成に取り組んだわけではなく、ヒスバ警察はこれ以前から存在していた。「シャリーアによる統治」にしても、しばしばアチェ独立の大義のごとく捉えられるが、実際のところ独立を果たさなければ成しえない目標というより、歴史的にアチェの社会に根づいていたものであったと理解される。この点、「宗教警察」と風紀取り締まりは、サウジアラビアとISILにとっては新しい社会の誕生を告げる狼煙のような象徴性を持っているが、アチェ州の場合はインドネシア国内における独自性ではあっても、アチェ州の人々にとっては慣れ親しんだものと理解するのが適当である。

とはいえ、アチェ州のヒスバ警察は、サウジアラビアやISILの「宗教警察」と同様、社会がイスラームに則って形成されるための風紀の維持に貢献しているとの強い自負を持っており、市民も彼らの活動を、イスラームに則った社会形成に正しく貢献しているか否かという観点から評価する向きが強い。もちろんこれは、常にヒスバ警察が支持されることを意味するわけではなく、むしろイスラーム的観点、つまりヒスバ警察の存在意義でいえば本質的な観点から批判されうることを意味する。先述した「「シャリーアによる統治」が形骸化している」といった批判はメディアやウラマーの会合でも俎上に乗り始めており、「宗教警察」の動向と市民との関係については今後の動向に注目する

¹² AFPやCNNなどの外国メディアもアチェ州在住の現地民を雇用して鞭打ち刑を取材している。彼らの意図は身体刑を人権侵害として報じるものだと思うのだが、報道によって受刑者が受刑後も様々な制裁を受けることを考えれば、公開での鞭打ち刑の取材は犯罪報道のあり方として慎重に評価・判断されなければならない。

必要ある。

資料1 酒類・賭け事・性犯罪の定義に関する州刑法（抜粋）¹³

第21条 酒類 (khamar) とは、中毒性のある飲料やアルコール2%以上を含むもの。

第37条 酒類の取り扱いとは、酒類を製造、準備、所持、保管、交換するあらゆる行為。

第22条 賭け事 (maisir) とは、賭けの要素を含む、あるいは2人以上の間で交わされた運だめしを含む行為で、勝者が敗者から金銭を得るか特定の利益を直接ないしは間接的に得ること。

第23条 密会 (khalwat) とは、性別が異なる2名が密接した、あるいは閉ざされた状態で、保護者 (mahram) や婚姻状態のない状態で、双方が姦通に合意する意思を持った状態であること。

第24条 未婚男女の交流 (ikhtilath) とは、未婚の男女が双方の合意により、閉じられたあるいは開かれた場所で仲良く戯れたり、手を握ったり、抱きついたり、キスをしたりなどの行為。

第26条 姦通 (zina) とは、双方の合意により、未婚の男女2名あるいはより大勢による性交を行うことである。

資料2 酒類・賭け事・性犯罪への刑罰に関する州刑法（抜粋）¹⁴

第15条

第1項 意図的に酒類を摂取したものはハッド刑による40回の鞭打ち。

第2項 上記第1項の犯罪を繰り返した者はハッド刑による40回の鞭打ち、タアズィール刑による最大40回の鞭打ちあるいは最大純金400グラムの罰金、または40か月の禁錮。

第16条

第1項 意図的に酒類の生産や販売や輸入をした者はタアズィール刑による最大60回の鞭打ち、または最大純金600グラムの罰金、または60か月の罰金。

第2項 酒類の売買や密輸を意図して行った者はタアズィール刑による20回の鞭打ち、あるいは純金200グラムの罰金、あるいは20か月の禁錮。

第17条 上記15-16条の犯罪に意図的に関わった者は子供を含めてタアズィール刑による最大80回の鞭打ち、あるいは最大純金800グラムの罰金、あるいは最長80か月の禁錮。

第18条 純金2グラム以下を賭けて賭け事を意図的に行った者は、タアズィール刑による最大12回の鞭打ち、あるいは最大純金120グラムの罰金、あるいは12か月の禁錮。

第19条 純金2グラム以上を賭けて賭け事を意図的に行った者は、タアズィール刑による最大30回の鞭打ち、あるいは最大純金300グラムの罰金、あるいは30か月の禁錮。

第20条 意図的に賭け事を幫助、組織、運営するなどした者は、タアズィール刑による最大45回の鞭打ち、純金450グラムの罰金、45か月の禁錮。

第21条 意図的に賭け事にに関わり、子供を参加させた者は、タアズィール刑による最大45回の鞭打ち、純金450グラムの罰金、45か月の禁錮。

第22条 賭け事を企てた者は最大半分の量刑。

第23条

第1項 意図的に密会を犯したものは、タアズィール刑による最大10回の鞭打ち、あるいは純金100グラムの罰金、あるいは10か月の禁錮。

第2項 意図的に密会を運営し、促進したものは、タアズィール刑による最大15回の鞭打ち、あるいは純金150グラムの罰金、あるいは15か月の禁錮。

第25条

第1項 意図的に男女交流を行った者は最大30回の鞭打ち、最大純金300グラムの罰金、あるいは30か月の禁錮。

第2項 意図的に男女交流を組織した者は最大45回の鞭打ち、最大純金450グラムの罰金、あるいは45か月の禁錮。

¹³ <http://acehprov.go.id/index.html>

¹⁴ <http://acehprov.go.id/index.html>

第26条 意図的に男女交流に関わり、10歳以上の子供を参加せしめた者は、最大45回の鞭打ち、最大純金450グラムの罰金、あるいは45か月の禁錮。

第27条 意図的に男女交流を、女性側の保護者の協力により行った者は、第25条の刑罰に加え、最大純金30グラムの罰金、あるいは3か月の禁錮を追加。

第30条

第1項 他人の男女交流を証拠無しに訴える者は、タアズィール刑による最大30回の鞭打ち、あるいは最大純金300グラムの罰金、あるいは30か月の禁錮。

第2項 男女交流を繰り返す者は、タアズィール刑による最大45回の鞭打ち、最大純金450グラムの罰金、あるいは最大45か月の禁錮。

第33条

第1項 姦通罪はハッド刑による100回の鞭打ち。

第2項 姦通罪を繰り返した者はハッド刑による100回の鞭打ち、加えてタアズィール刑による純金120グラムの罰金、あるいは12か月の禁錮。

第3項 姦通を助した個人あるいは企業はタアズィール刑による最大100回の鞭打ち、あるいは純金1000グラムの罰金、あるいは最大100か月の禁錮。

第34条 青少年との淫行を行った大人は第33条のハッド刑に加え、タアズィール刑による最大100回の鞭打ち、あるいは最大純金1000グラムの罰金、あるいは最大100か月の禁錮。

第35条 意図的に姦通に関わり、保護者との協力を行った者は、第33条のハッド刑に加え、タアズィール刑として最大純金100グラムの罰金、あるいは10か月の禁錮。

参考文献

高尾賢一郎 2013 「宗教の社会貢献についての一考察——サウジアラビアの勧善懲悪委員会を事例とした社会における両価性の検討」『宗教と社会』19号、65-78頁。

———2015a 「サウジアラビアにおけるヒスバの継承と展開——勧善懲悪委員会を事例に」『イスラム世界』83巻、31-58頁。

———2015b 「「ヒスバ」から見る「イスラーム国」の統治」『中東研究』523号、90-100頁。

———2016 「「イスラーム国」による宗教的社会的形成」『応用社会学研究』58巻、233-242頁。

中東調査会・イスラーム過激派モニター班 2015 「「イスラーム国」の生態がわかる45のキーワード」明石書店。

辻上奈美江 2016 「「イスラーム国」の出現と女性の役割」塩尻和子編『変革期のイスラーム社会の宗教と紛争』明石書店、117-130頁。

中田考 1997 「シーア派法学における『善の命令と悪の阻止』理論の発展とホメイニーによるその革新」『日本中東学会年報』12号、61-87頁。

アル＝マーワルディー 2006 『統治の諸規則』湯川武訳、社団法人日本イスラーム協会協力、慶應義塾大学出版会。

Abubakar, Al Yasa. 2009. *Wilayatul Hisbah: Polisi Pamong Praja dengan kewenangan Khusus di Aceh*. Banda Aceh: Dinas Syari'at Islam Provinsi Aceh.

Cook, Michael. 2000. *Commanding Right and Forbidding Wrong in Islamic Thought*. New York: Cambridge University Press.

DI: al-Dawla al-Islāmīya. 2014a. *Dābiq*, vol.3. n.p.

———2014b. *Rijāl al-Ḥisba*, vol. 1. n.p.

Eltantawi, Sarah. 2017. *Shari'ah on Trial: Northern Nigeria's Islamic Revolution*. California: University of California Press.

Feener, R. Michael. 2013. *Shari'a and Social Engineering: The Implementation of Islamic Law in Contemporary Aceh, Indonesia*. Oxford: Oxford University Press.

Golkar, Saeid. 2015. *Captive Society: The Basij Militia and Social Control in Iran*. Washington D.C.: Woodrow Wilson Center Press/New York: Columbia University Press.

Ibn Taymīya, Taqī al-Dīn Aḥmad. n.d. *al-Ḥisba*, n.p.

———1985. *Public Duties in Islam: The Institution of the Ḥisba*, Muhtar Holland (trl). Markfield: The Islamic Foundation.

- Mouline, Nabil. 2011. *Les Clercs de l'islam: autorité religieuse et pouvoir politique en Arabie Saoudite, XVIIIe – XXIe siècle*. Paris: Presses Universitaires de France.
- Muhibbuthabary, H. 2010. *Wilayat Al-Hisbah di Aceh: Konsep dan Implementasi*. Banda Aceh: Yayasan PeNA.
- al-Na'imī, 'Umar Abū al-Majd bin Ḥusayn Qāsim Muḥammad (ed.). 2011 (H1432). *al-Amr bi-l-ma'rūf wa-n-nahy 'an al-munkar*. Makka: Jāmi' Umm al-Qurā.
- Otto, Benjamin & Michiel, Jan. 2016. "Shari'a Police in Banda Aceh: Enforcement of Islam-based Regulations and People's Perceptions," R. Michael Feener, David Kloos & Annemarie Samuels (eds.), *Islam and the Limits of the State: Reconfigurations of Practice, Community and Authority in Contemporary Aceh*. Leiden/Boston: Brill, 185-213.
- al-Sabat, Khālid bin 'Uthmān. 1995(H1415). *Amr bi-l-ma'rūf wa-n-nahy 'an al-munkar: uṣūl-hu wa-dawābiḥ-hu wa-ādāb-hu*. n.p.: Maktabat Majallat al-Bayān.
- Samuels, Annemarie. 2016. "Hikmah and Narratives of Change: How Different Temporalities Shape the Present and the Future in Post-Tsunami Aceh," R. Michael Feener, David Kloos & Annemarie Samuels (eds.), *Islam and the Limits of the State: Reconfigurations of Practice, Community and Authority in Contemporary Aceh*. Leiden/Boston: Brill, 24-55.
- Shaykh, Fadhl Ilhī, bin Z. I. 1996. *al-Ḥisbah: ta'arīf-hā wa-mashrū'iyyah-hā wa-wujūb-hā*. Riyāḍ: Maktabah al-Malik Fahd al-Waṭaniyyah Athnā' al-Nashar.
- al-Shayzarī, 'Abd al-Raḥmān bin Naṣr. 1999. *The Book of the Islamic Market Inspector*, trl. by R. P. Buckley. Oxford/New York: Oxford University Press.
- Shirazi, Sayyid Sadiq. 2012. *Islam: Fundamental Principles and Teachings*. Qom: Fountain books.
- Shomali, Mohammad Ali. 2003. *Shi'i Islam: Origins, Faith & Practices*. Qom: International Institute for Islamic Studies.
- Siegel, James T. 2000. *The Rope of God (New Edition)*. Berkeley: University of California Press.
- Stilt, Kristen. 2011. *Islamic Law in Action: Authority, Discretion, and Everyday Experiences in Mamluk Egypt*. New York: Oxford University Press.
- Tripa, Sulaiman. 2008. *Perang Melawan Khalwat di Aceh: Pelaksanaan Qanun Khalwat dan Profil Kasus Khalwat dalam Harian Serambi Indonesia, 15 Januari 2007-15 Januari 2008*. Banda Aceh: Pustaka Novum & Pusat Studi Lokal.

(本学非常勤講師)